学校法人東海大学から「報酬・料金」等の支払を受けられる皆様へ 【**重要なお知らせ**】

2016年1月からの「マイナンバー制度」の開始に伴いまして、2016年1月1日から発生する「報酬・料金」等の支払に際し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき、**皆様のマイナンバーを収集し、利用させていただくこととなります**ことを、お知らせいたします。

マイナンバーとは、住民票を持つ国民全員に一人ずつ付与され、税、社会保障、災害対策といった行政手続きに利用される番号のことです。学校法人東海大学では、番号法および学内規程にもとづき、マイナンバーの漏洩等を防止し、適正な管理を実現するため、この度マイナンバーの収集・管理を(株)日立製作所(日立システムズ)に業務委託いたしました。

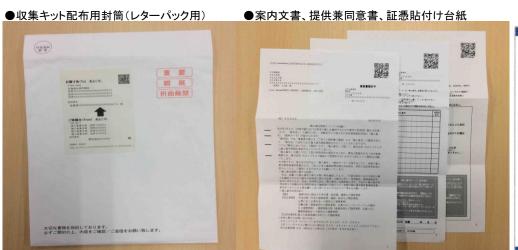
つきましては、2016年1月1日より発生する学校法人東海大学からの「報酬・料金」等の支払を受けられる皆さまには、以下の手順に従い、マイナンバーの提供をお願いすることとなりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

〇マイナンバー収集手順(以下の手順に従って、マイナンバーをご提供いただきます。)

1. マイナンバー提供前の事前情報収集

別紙**「振込口座連絡票および報酬・料金受領者情報」**に必要事項を記載し、本学の依頼者又は 事務担当者にご提出ください。

- ※事前情報収集は、<u>学校法人東海大学</u>にて実施いたします。
- 2. 1. の後、記載された住所宛てに「マイナンバー収集キット」を送付いたします。必要事項を 記入の上、返送用レターパックにてご返送ください。(収集キットは以下の内容になります。) ※マイナンバー収集キットは、㈱日立製作所(日立システムズ)から直接送付されます。



●返信用封筒(レターパック)

